

平成 20 年 9 月 22 日

市政記者クラブ 様

名古屋市健康福祉局健康部
食品衛生課
担当：山本、大塚
972-2648 内線 2648

本日、午後 9 時 00 分まで待機しております。

「株式会社 浅井」に対する回収命令について

本日、厚生労働省から本市に対し連絡があり、「株式会社 浅井」が販売した事故米穀について、関係自治体の調査により食用として流通されていることが確認され、回収体制を早急に確保する必要があることから、当該米穀のうち食用として販売されたものについて食品衛生法第 54 条の規定に基づき措置を行うよう指示がありました。

これに基づき、瑞穂保健所は、本日「株式会社 浅井」に対し、下記のとおり当該事故米穀の回収命令を行いました。

記

1 対象業者

販売者氏名：株式会社 浅井 代表取締役 浅井 利憲
販売者住所：名古屋市瑞穂区弥富通 1 丁目 2 番地の 1

2 回収対象食品

名称：非食用事故米穀
数量：政府から売却された非食用事故米穀のうち、食用として流通が確認された
中国産もち米 570 t

<参考>国が(株)浅井に売却した、残農基準超過(カドニ)の中国産もち精米

売却年度	事故の種類	産地国	種類	数量 (kg)	備考
19 年度	残農基準超過 (カドニ)	中国	もち精米 (0.05ppm)	205,764.8	中国もち精米短粒種
18 年度	残農基準超過 (カドニ)	中国	もち精米 (0.05ppm)	364,378.2	中国もち精米短粒種
計				570,143.0	

農林水産省調査結果「過去 5 年間に (株) 浅井に売却した事故米穀」より

※ 種類の () 内は検出値

3 処分理由

食品衛生法第 11 条第 2 項違反

4 処分内容

食品衛生法第 54 条の規定に基づく回収命令